

輪島市監査公表第21号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月4日（火） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○監理課の業務遂行にあたっては、老朽化する庁舎を始め所管する施設の管理、庁用自動車の維持管理、工事等の入札や契約に関すること等、財産管理に関して幅広い分野で苦心されていることが見受けられる。労働安全衛生法に基づく事業所衛生基準規則では常時 50 人以上または女子 30 人以上雇用している事業所は、男女別の休憩所を設置しなければならないと定められているが、本庁では男女別休憩所が設置されていない。設置に関して今後、どのように対処していくか、庁舎管理での今後の課題のひとつと考える。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について

個別訪問等で滞納者個々の状況を把握しながら、徴収納付に努めているが、新たな滞納が発生している。引き続き滞納額削減に向けて取組まれたい。